



議員提出議案第一号

韓国神社公式参拝に関する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、総理府総務長官、衆・参両院議長に意見書を提出する。

昭和五十六年三月二十三日

提出者	三朝町議会議員	御	船	楨
賛成者	三朝町議会議員	古	屋	博
賛成者	三朝町議会議員	石	山	利男
賛成者	三朝町議会議員	政	門	正
賛成者	三朝町議会議員	徳	田	一彦
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	公博

比和五拾六年參月廿參日 原案可決 三朝町議會議長牧田禎

賛成者	三朝町議會議員	坂出隆
賛成者	三朝町議會議員	安井由行
賛成者	三朝町議會議員	名越典由
賛成者	三朝町議會議員	小椋卓男
賛成者	三朝町議會議員	房安丈夫
賛成者	三朝町議會議員	角本章
賛成者	三朝町議會議員	岩本君美
賛成者	三朝町議會議員	大丸敦
賛成者	三朝町議會議員	藤井十成
賛成者	三朝町議會議員	山本 敝

靖国神社公式参拝に関する意見書

靖国神社には戦没者及び国事に殉じた人々の英霊が祭られており、国民としての尊崇の念を禁じ得ないところである。

しかるに、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下の御親拝をはじめ、内閣総理大臣及び政府関係者の参拝も私的なものとして扱われ、国際儀礼として当然の国賓の参拝も行われていないことは、誠に遺憾である。

よつて、政府におかれては、靖国神社の公式参拝の速やかな実現について格段の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十六年三月二十三日